

2佐消予第1262号
令和2年8月19日

各 署 長 様

消 防 局 長

危険物施設に設ける換気設備等の運用基準について

みだしのことについては、別添のとおり運用基準を定めたので、遺漏のないよう指導すること。

なお、少量危険物施設についてもこの基準を準用する。

当通知の発出に伴い、「危険物施設に設ける換気設備等の運用基準について」（平成7年10月11日付け佐消予第1453号）は、廃止する。

以 上
(予防課)

危険物施設に設ける換気設備等の運用基準

1 換気設備等の種類

(1) 換気設備

ア 自然換気設備

給気口と排気口により構成されるもの。(例・図1)

イ 強制換気設備

給気口と回転式又は固定式ベンチレーターにより構成されるもの。(例・図2)

ウ 自動強制換気設備

給気口と自動強制排風機により構成されるもの。(例・図3)

(2) 可燃性蒸気排出設備

ア 強制排出設備

回転式ベンチレーター・排出ダクト・フード等により構成されるもの。

(例・図4)

イ 自動強制排出設備

自動強制排風機・排出ダクト・フード等により構成されるもの。(例・図5)

2 換気設備等の設置基準

(1) 貯蔵倉庫において危険物の規制に関する規則別表第3及び別表第3の2に掲げる容器(以下「容器」という。)に収納して貯蔵されるもので、引火点が70度未満のものにあつては、強制排出設備又は自動強制排出設備を設けること。

(2) 貯蔵倉庫において容器に収納して貯蔵されるもので、引火点が70度以上のものにあつては、自然換気設備、強制換気設備又は自動強制換気設備を設けること。

(3) 引火点40度未満の危険物又は引火点以上の温度状態にある危険物を大気にさらす状態で貯蔵し又は取り扱う場合は、自動強制排出設備を設け、その排出口の位置は屋根上又は地上高4メートル以上とすること。

(4) 危険物施設のポンプ室等(※)で引火点40度未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は自動強制排出設備を設け、その排出口の位置は屋根上、又は地上高4メートル以上とすること。

※ 危険物施設のポンプ室等とは、ポンプ室及び整備室、油庫、配合室等の危険物を取り扱う室をいう。

3 可燃性蒸気排出設備は次により指導すること。

(1) 強制排出設備又は自動強制排出設備により、室内の空気を有効に置換することができ、かつ、室温が上昇するおそれのない場合には、換気設備を併設する必要はないものであること。

(2) 自動強制排出設備は、次により設けること。

ア 危険物を大気にさらす状態を取り扱う場合は、設備ごとに当該設備から放出される可燃性蒸気又は可燃性微粉が有効に排出できるものとする。

イ ポンプ室及び配合室に設ける自動強制排出設備は、可燃性蒸気又は可燃性微粉を有効に排気できるものであること。

ウ 給油取扱所のポンプ室等に設ける自動強制排出設備は、ポンプ設備に通電中、これに連動して作動するとともに、その先端は、建物の開口部、敷地境界線及び電気機器器具から1.5メートル以上離れた敷地内とすること。

エ 自動強制排出設備及び強制排出設備の排出ダクトは専用とし、その材質は不燃材料とすること。

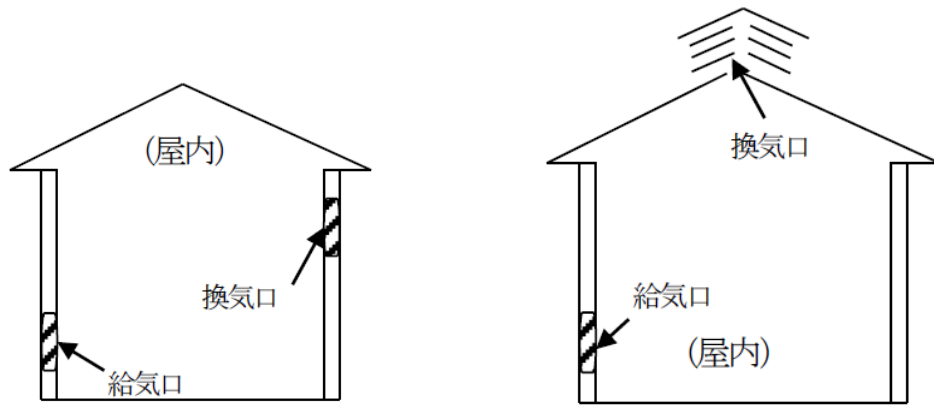


図1 自然換気設備の例

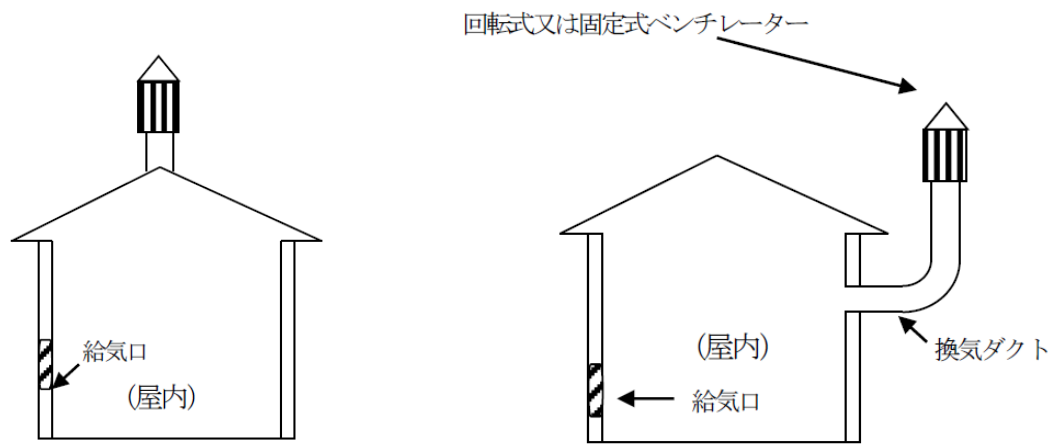


図2 強制換気設備の例

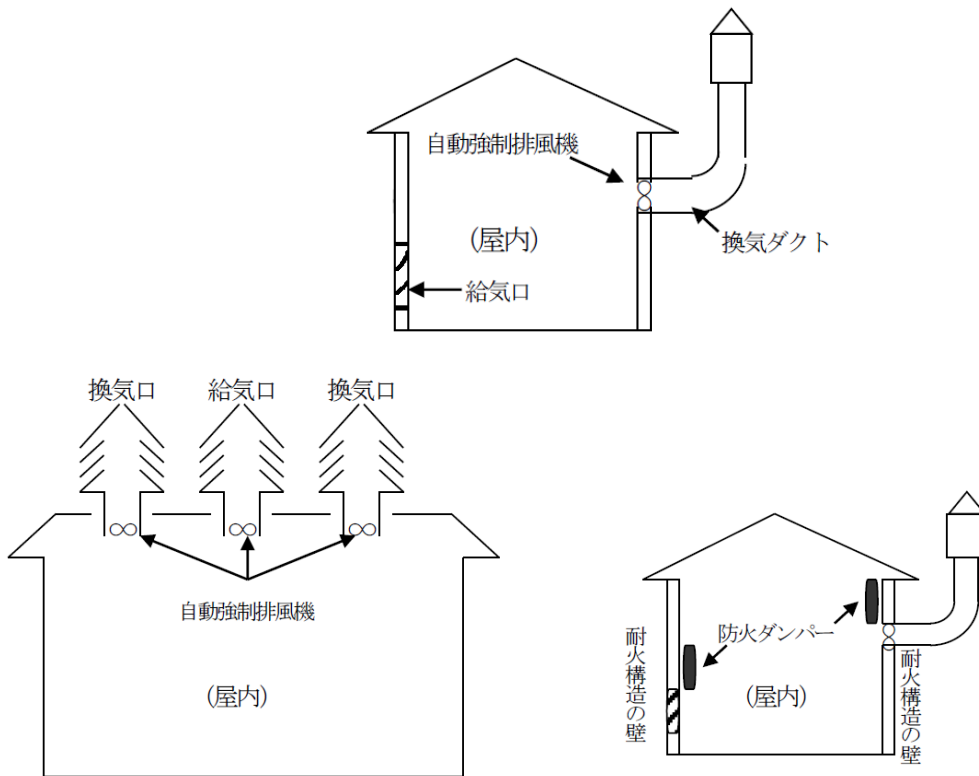


図3 自動強制換気設備の例

強制排出設備の排出ダクトの下端は、貯留設備の上部で、かつ、床面から概ね 0.1メートル以上の間隔を保つように設けること。

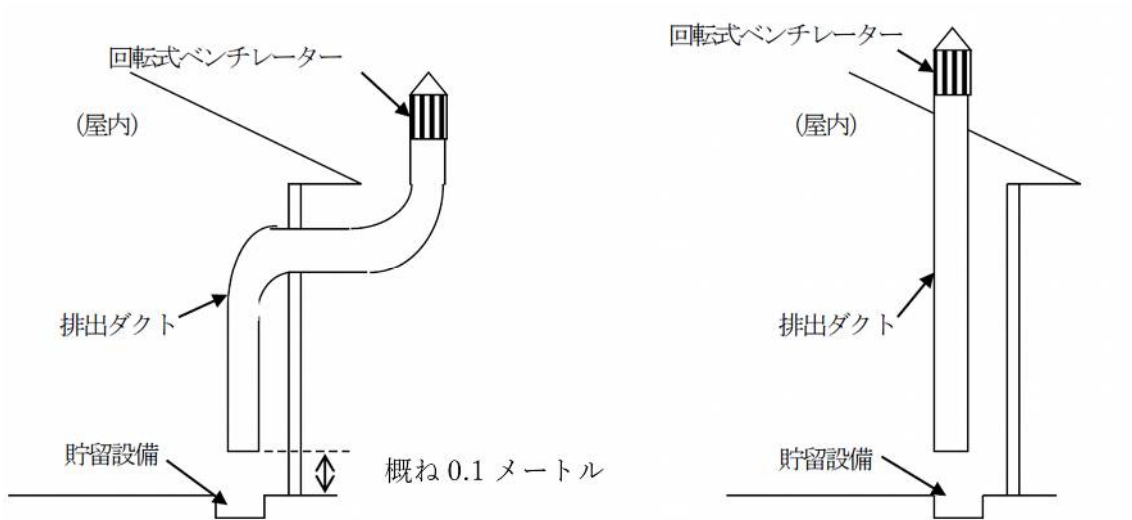


図4 強制排出設備の例

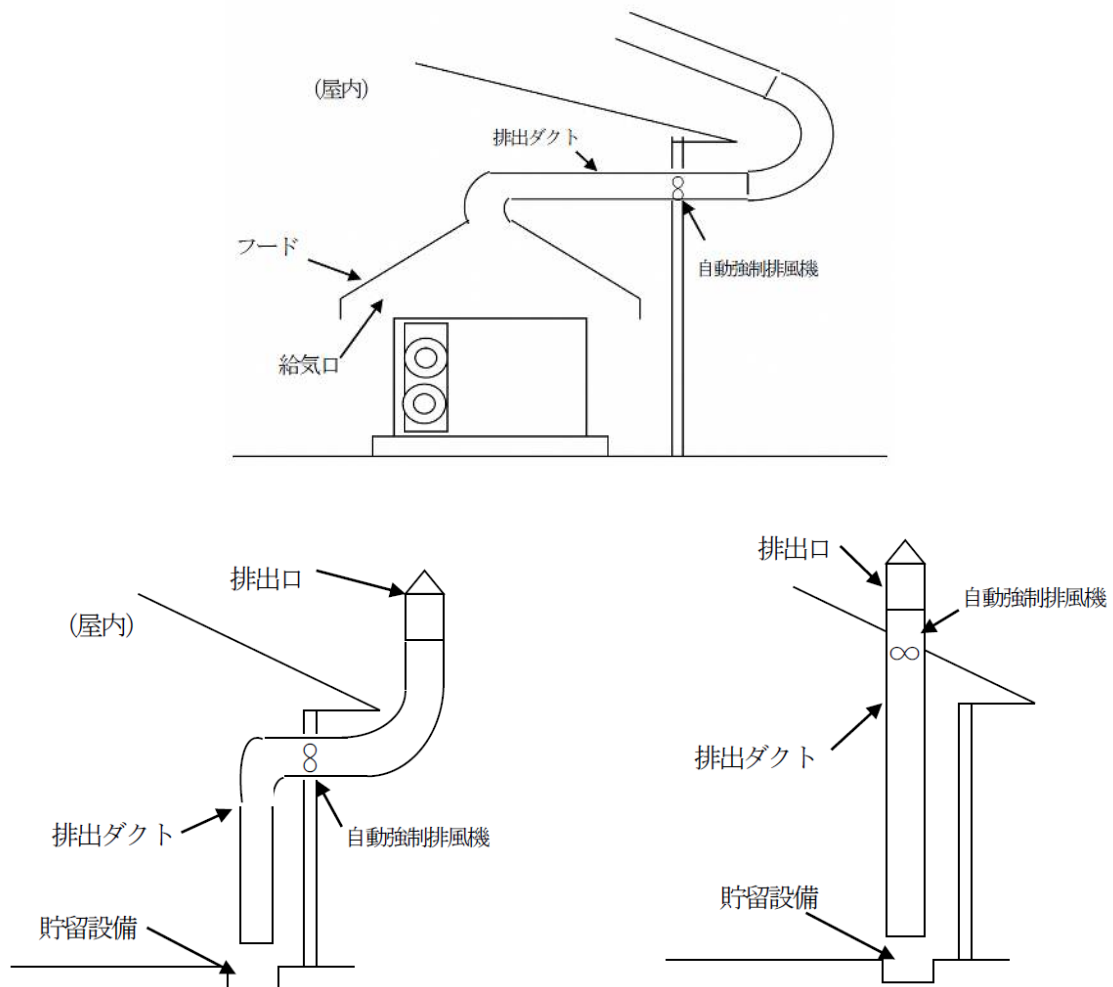


図5 自動強制排出設備の例